

特定非営利活動法人 青少年育成支援フォーラム

定 款

第一章	総 則
(名称)	
第1条 1	本法人は、特定非営利活動法人 青少年育成支援フォーラムと称し、略称をジャイドとする。
2	本法人の英文名は、Japan Initiative for Youth Development とする。略称は、J I Y D と表示する。
(事務所)	
第2条	本法人は事務所を、東京都港区に置く。
(目的)	
第3条	本法人は、日本国内外の子ども・青少年の健全育成に資する有益な知識の普及活動、啓蒙活動、教育活動、及び非営利の青少年育成団体の能力向上・拡大・強化を支援する助成活動などに関する事業を行い、もって日本並びに国際社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
(特定非営利活動の種類)	
第4条	本法人は、前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。 ① 子どもの健全育成を図る活動 ② 国際協力の活動 ③ 前号に掲げる活動を行う団体の運営や活動に関する連絡・助言・援助の活動
(特定非営利活動に係る事業の種類)	
第5条	本法人は、第3条の目的を達成するため、前条の特定非営利活動に係る次の事業を行う。 1. 青少年健全育成支援事業 ① 資金助成事業 ② 団体運営能力強化、プログラムの質的向上に資する各種ワークショップ、セミナーの開催などの啓発事業 ③ 調査・研究事業 ④ 情報提供事業 ⑤ 相互啓発のための団体間交流事業 ⑥ プログラム評価事業 2. 「ライフスキル」教育の普及を図る事業 ① 各種教材の開発と改良事業 ② 講師養成事業 ③ 教師等実施者研修事業 ④ 説明会・体験会の開催等の広報事業 ⑤ 評価プログラムの開発と評価事業

	<p>⑥ 実施者間の相互啓発・交流事業</p> <p>3. 上記諸事業のための寄付金・助成金・補助金取得等の募金事業</p> <p>4. 本法人の活動、運営、事業に係わる広報事業</p> <p>5. その他第3条の目的を達成するために必要な事業</p>
第二章	会 員
(会員の種類)	
第6条 1	<p>本法人は、次に掲げる正会員をおき、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>① 個人会員：第3条に定める本法人の目的並びに第五条に定める事業に賛同し、入会した個人。</p> <p>② 団体会員：第3条に定める本法人の目的並びに第五条に定める事業に賛同し、入会した法人・団体。</p>
2	本法人は、理事会が別に規則において定める団体・法人、個人の賛助会員を持つことができる。
(入会)	
第7条 1	本法人の正会員は、理事会が別に定める入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得て、所定の会費を納入した者とする。
2	理事会は、前項の入会申込者が、申し込みをした場合は、これを拒否する正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。
3	理事会は、1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
(会費)	
第8条 1	会員は、毎年1回、年会費を納入しなければならない。
2	会員の年会費の額は、理事会が別に規則において定める。
(退会)	
第9条 1	本法人を退会しようとする会員は、理事会が別に定める退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。
2	<p>会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。</p> <p>① 死亡または失踪宣告を受けたとき。</p> <p>② 法人または団体が解散または清算したとき。</p> <p>③ 会員が会費を1年以上滞納したとき。</p>
(除名)	
第10条 1	会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名す

	<p>ることができる。</p> <p>① 法令、本法人の定款に違反したとき。</p> <p>② 本法人の名誉を毀損したとき。</p> <p>③ 本法人の目的・理念に反する行為をしたとき。</p> <p>④ その他本法人の適切な運営を著しく困難にする行為をしたとき。</p>
2	前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
(抛出金品)	
第11条	本法人は、会員がすでに納入した会費およびその他の抛出金品を返還しない。
第三章 役員等	
(役員の種類および定数)	
第12条1	<p>本法人に、次の役員をおく。</p> <p>① 理事3名以上、10名以内。</p> <p>② 監事1名以上、2名以内。</p>
2	理事のうち、1名を理事長とし、2名以内の副理事長を理事会の議決を経て、設けることができる。
(選任等)	
第13条1	理事は、正会員のうちから、理事会で選任し、総会に報告する。
2	理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。
3	監事は、正会員のうちから、総会で選任する。
4	監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。
5	役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることにはならない。
6	「法」第20条各号のいずれかに該当する者は、本法人の役員になることはできない。
(職務)	
第14条1	理事長は、本法人を代表し、その業務を統轄する。
2	副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
3	理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、本

	法人の業務を適正に執行する。
4	<p>監事は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>① 理事の業務執行の状況を監査すること。</p> <p>② 本法人の財産の状況を監査すること。</p> <p>③ 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを理事会、総会又は所轄庁に報告すること。</p> <p>④ 前号の報告をするために必要がある場合には、理事会の招集の請求、または総会を招集すること。</p> <p>⑤ 理事会に出席し、理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、意見を述べること。</p>
5	役員は退任後、本法人の利益に反する活動をしない。
(任期等)	
第15条1	役員任期は2年とする。
2	補欠により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
3	役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。
(解任)	
第16条1	<p>理事が、次のいずれかに該当するときは、理事会で出席した理事の3分の2以上の議決により当該理事を解任することができる。理事会は、本条項による理事の解任を、至近の総会に報告しなければならない。</p> <p>① 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき</p> <p>② 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき</p>
2	監事が、前項の第1号および第2号のいずれかに該当するときは、総会で出席正会員の3分の2以上の議決により解任することができる。
(報酬等)	
第17条1	役員は、その総数3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
2	役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3	前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
(評議員)	
第18条1	本法人に評議員を、若干名置くことができる。
2	評議員は理事会の議決を経て、有識者のうちから理事長が委嘱する。
3	評議員は、理事、監事、職員を兼務することはできない。

4	評議委員は、理事長の諮問に応じて評議し、意見を述べる。
5	第15条第1項ならびに第17条第2項の規定は、評議員について準用する。
第四章 会議	
(会議の種別)	
第19条	本法人の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会の2種類とする。
(会議の構成)	
第20条1	総会は、正会員をもって構成する。
2	理事会は、理事をもって構成する。
3	監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
(会議の権能)	
第21条1	理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。 ① 総会に付議すべき事項 ② 総会の議決した事項の執行に関する事項 ③ その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
2	総会は、以下の事項について議決する。 ① 定款の変更 ② 解散及び合併 ③ 事業報告及び収支決算 ④ 監事の選任又は解任 ⑤ その他運営に関する重要事項
(会議の開催)	
第22条1	通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
2	臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。 ① 理事会が必要と認め、召集の請求をした場合 ② 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合 ③ 第14条第4項第4号の規定に基づき、監事が召集した場合
3	理事会は次のいずれかに該当する場合に開催する。 ① 理事長が必要と認めた場合 ② 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって召集の請求があった場合 ③ 第14条第4項4号の規程に基づき、監事が理事会の召集を請求した場合
(会議の招集)	
第23条1	総会および理事会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
2	総会を招集する場合は、日時、場所および会議の目的たる審議事項とその内容を示した招集通知を、書面により、開催日の1週間前までに、会員に通知

	しなければならない。
3	理事会を招集する場合は、日時、場所および会議の目的たる事項とその内容を示した招集通知を文書、ファックス又は電子メールをもって、開会日の1週間前までに理事に通知しなければならない。ただし、議題が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集する時は、この限りではない。
4	前条第2項および第3項の第2号もしくは第3号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。
(会議の運営の方法等)	
第24条1	総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
2	理事会の議長は、理事長ないし理事長が指名する者が、これにあたる。
3	議長は、総会ならびに理事会の議事について、議事録を作成し、議長および出席した構成員より選出された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。
4	議事録には、下記事項を記載しなければならない。 ① 日時及び場所 ② 総会議事録では、正会員総数及び出席者数。 理事会議事録では、理事総数、出席理事数及び出席理事の氏名 ③ 審議事項 ④ 議事経過の概要と議決の結果 ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
(会議の定足数)	
第25条1	総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。
2	理事会は、理事3名以上の出席がなければ議決することはできない。
(会議の議決)	
第26条1	総会および理事会の議事は、本定款に別に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
2	総会および理事会は、第23条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。
3	議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。
(会議での表決権等)	
第27条1	会議の構成員の表決権は平等なものとする。
2	総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項につい

	て、文書、ファックス、電子メールまたは表決権を有する代理人をもって表決権を行使することができる。
3	前項の代理人は、理事会が別に定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
4	第2項の規定により表決権を行使する構成員は、第25条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
第五章 資産	
(資産の構成)	
第28条	本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 ① 設立当初の財産目録に記載された資産 ② 会費 ③ 寄付金品 ④ 事業に伴う収入 ⑤ 資産から生じる収入 ⑥ その他の収入
(資産の区分)	
第29条	この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。
(資産の管理)	
第30条	本法人の資産は理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
(経費の支弁)	
第31条	本法人の経費は、資産をもって支弁する。
第六章 会計	
(会計の原則)	
第32条	本法人の会計は、「法」第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
(会計の区分)	
第33条	この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。
(事業年度)	
第34条	本法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、その年の12月31日に終わる。
(事業計画および収支予算)	
第35条1	本法人の事業計画および収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。
2	当該事業年度中の事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行

	う。
3	事業計画および収支予算、ならびにその変更は、理事会の議決を経た後、当該年度の通常総会あるいは至近の総会に報告されるものとする。
(事業報告および決算)	
第36条1	本法人の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、理事会の議決及び監事の監査を経た上で、当該事業年度終了後の通常総会に報告され、総会の承認を得なければならない。
2	前項の監事の監査を経た事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、および10名以上の社員の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に、所轄庁に提出されなければならない。
3	本法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
第七章 定款の変更、解散及び合併等	
(定款の変更)	
第37条1	この定款は、正会員総数の3分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の過半数の議決を経て、かつ「法」第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2	前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届け出なければならない。
(解散)	
第38条1	本法人は、次に掲げる事由により解散する。 ① 総会の決議 ② 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 ③ 会員の欠亡 ④ 合併 ⑤ 破産 ⑥ 「法」第43条の規定による設立の認証の取り消し
2	前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の3分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。
3	前項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。
4	本法人が解散した時は、理事が精算人となる。

(合併)	
第39条	本法人は、正会員総数の3分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決を得、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。
(残余財産の帰属先)	
第40条1	本法人が解散の際に有する残余財産は、正会員総数の3分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2	ただし、合併または破産による解散の場合は、本条を適用しない。
(公告の方法)	
第41条	本法人の公告は、本法人事務所入り口に掲示するとともに官報に掲載して行う。
第八章 雑 則	
(事務局)	
第42条1	本法人は、事務を処理するため事務局を置く。
2	事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。
3	事務局長は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱し、職員は事務局長が任免する。
4	事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
(委員会)	
第43条1	本法人は、特定の事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て、その事業に関する委員会を設けることができる。
2	委員会は、その定められた事業について、理事会の議決に基き、調査し、研究し、または事業を遂行する。
3	委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
(実施規則)	
第44条	この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
附 則	
1	本定款は、本法人の成立の日から施行する。

2	<p>本法人の設立当初の役員は、第13条第1項、第2項および第3項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。</p> <p>理事長： 守随 武雄 理事： 野村 彰男 同 藤本 厚子 同 児玉 あゆみ (通称：道 あゆみ) 同 中雄 政幸</p> <p>監事： 満島 章</p>												
3	<p>本法人の設立当初の役員は、第15条1項の規定にかかわらず、本法人成立の日から2003年3月31日までとする。</p>												
4	<p>本法人の設立初年度の事業年度は、第34条の規程にかかわらず、本法人の成立の日より、2002年12月31日までとする。</p>												
5	<p>本法人の設立初年度の事業計画および収支予算は、第34条1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p>												
6	<p>本法人の設立初年度の会費は、第8条2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="399 1064 1165 1220"> <tr> <td>個人正会員</td> <td>年会費</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>法人・団体正会員</td> <td>年会費</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>法人・団体賛助会員</td> <td>年会費 1口</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>個人賛助会員</td> <td>年会費 1口</td> <td>50,000円</td> </tr> </table>	個人正会員	年会費	10,000円	法人・団体正会員	年会費	50,000円	法人・団体賛助会員	年会費 1口	200,000円	個人賛助会員	年会費 1口	50,000円
個人正会員	年会費	10,000円											
法人・団体正会員	年会費	50,000円											
法人・団体賛助会員	年会費 1口	200,000円											
個人賛助会員	年会費 1口	50,000円											
7	<p>平成20年7月14日(所轄庁認証日) 変更</p>												